

1.対象団体

道路沿線や公共的な空間など、公衆の目にふれる場所で活動する団体（NPO、自治会、婦人会、老人会、学校園等）が対象となります。

**注)過去に通算3回以上配布を行っておりました団体については今年度から対象外となりますのでご了承ください。(※連続3回でなくても通算3回以上であれば対象外です)**  
**(※通算3回に達していない団体については令和6年度以降も可能です)**

2.提供資材

「令和6年度緑化資材リスト(ポイント表)」から希望する資材を選択ください。

3.配布の上限

1団体あたり年間1000ポイントとなります。「令和6年度緑化資材リスト(ポイント表)」を参考に、合計が1000ポイント以内になるように申請してください。

事前の市広報での案内では950ポイント以内としておりましたが、変更しました。

4.申込み期限

令和6年4月30日(火)

5.配布時期

第1回：6月下旬頃 第2回：11月中旬頃

6.提出書類

- ・緑化資材申込書(様式第6-1号)【必須】
- ・植栽位置図、現況図(写真)【必須】

7.提出先

市名	提出先の担当課	郵便番号	住所	電話番号
丹波篠山市	市民生活部 地域振興課	669-2397	丹波篠山市北新町41 第2庁舎1階	079-552-5112
丹波市	建設部 都市住宅課	669-4192	丹波市春日町黒井811 春日庁舎2階	0795-74-2364

8.注意事項など

- ・「花苗だけで肥料等は不要」や「花苗は不要で肥料等のみ必要」といった応募も可能です。
- ・令和5年度(又は令和4年度)に緑化資材の提供を受けた箇所は、その年度に植栽した一年草部分の植え替え、多年草部分の補植に必要な本数が補助対象となります。(植栽面積を増やす場合はこの限りではありません。)
- ・上記以外の箇所(新規箇所、令和3年度以前に提供を受けた箇所)は、一年草と多年草の年間配布比率が本数、ポイント、面積のいずれかで「一年草≦多年草類」となるよう申請してください。
- ・応募団体が多数の場合は、ポイントの上限1000ポイント以内を、950ポイント以内や900ポイント以内のように、調整させていただくことがありますのでご了承下さい。
- ・今年度は秋季の二次募集は原則として行いませんので、秋季の提供のみ希望される場合も、今回応募なさってください。
- ・提供を受けた資材は、必ず公共的な空間に植栽してください。(※個人宅の庭等への植栽は本事業の対象となりません。)
- ・植栽箇所は緑のパトロール隊が巡回しますので、ご了承ください。

[※ おもて面からの続き]

9.相談先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課 緑のパトロール隊

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

TEL : 0795-72-0500 内線 396 / FAX : 0795-72-4596



兵庫県マスコット はばタン